

世界人権宣言 35

世界人権宣言が国際連合で採択されて以来、世界人権宣言の精神をさらに発展、具体化するとともに、法的な拘束力を持たせた「国際人権規約」の発効や、一九七五年の国際婦人年、一九七九年の国際児童年及び一九八一年の国際障害者年などの人権年の取り組みなどにみられるように、世界的に人権擁護の動きは大きく進んできています。

しかし、世界各地では、いまだに人種差別や難民問題などが山積しています。

わが国においても、すべての国民に基本的人権を保障し、差別を認めない「日本国憲法」が制定されているにもかかわらず、実際には、社会的身分、性別、身体障害による差別などまだまだ解決されなければならぬ問題が多く残されています。

なかでも、同和問題は日本の封建社会の中で政治的につくられた身分制度に基づく差別によって、今日においてもなお、人間として生きる権利、いいかえれば就職の機会が奪われたり、教育を受けるための条件が整っていないかったり、結婚の自由などが侵害されているという、きわめて深刻で重大な社会問題です。



(同和对策課)

私たちは、この世界人権宣言二十五周年を機会に、第二次世界大戦という悲惨な出来事への反省のなかから、世界人権宣言が生れてきたことをあらためて考え、基本的人権の重み、尊さを再度確認したいものです。

そして、同和問題を初めとするさまざまな人権問題をみずからの課題として受けとめ、一日も早く、差別のない明るい社会の実現のため、私たち一人ひとりがより一層真剣に取り組みたいものです。

35周年を機会に

世界人権宣言

まだまだ残る人権問題

周年を迎えて



差別のない
社会を
つくろう。

XXXV
今年是世界人権宣言
35周年です

熊本県
熊本県教育委員会



世界人権宣言 (抜粋)

世界人権宣言とは...

第一条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条 (第一項) すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

第二次世界大戦は、五千六百万人をこえる犠牲者を出した悲惨な出来事でした。

そして、この戦争は、基本的人権が確立していないから起きたのだ、という反省のなかで、人権擁護の必要性が強く認識されることになりました。

そこで、第二次世界大戦が終結に向うと、人権及び基本的自由の尊重と確保などを目的とする国際機関として国際連合が設けられました。そして、国際連合は、基本的人権を確保するために「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」(世界人権宣言前文)を宣言するこ

としました。

これが、昭和二十二年十二月十日、国際連合の第三回総会で採択された人権に関する世界宣言いわゆる「世界人権宣言」です。

世界人権宣言は、前文と三十か条からなっており、生命・身体の安全その他多くの基本的人権についての基準を示し、これらの人権がどのような形であっても差別を受けることなく享有できるようにすべきであると、宣言しています。



全国縦断キャンペーンの一環として副知事のもとに
国連事務総長のメッセージが伝達された。